

鯖江市図書館雑誌サポーター制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、鯖江市図書館雑誌サポーター制度（以下「雑誌サポーター制度」という。）の導入により、鯖江市図書館（以下「図書館」という。）の雑誌資料の充実・確保と、図書館をサポートする制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌サポーター制度の内容)

第2条 雑誌サポーターとは、雑誌本体を毎号、次号が発行されるまでの間に図書館に寄贈する者をいう。

2 図書館は、雑誌サポーターマーク（別表）を当該雑誌の最新号雑誌閲覧用カバーおよび配架する書架に表示する。

3 図書館は、図書館ホームページおよび図書館専用アプリにより雑誌サポーターからの寄贈雑誌名を掲出する。

(雑誌サポーターの対象)

第3条 雑誌サポーターの対象は、個人とする。

(雑誌サポーターの募集)

第4条 雑誌サポーターの募集は、広報さばえおよび鯖江市のホームページへの掲載等の方法で行う。

(雑誌サポーターの申込方法)

第5条 雑誌サポーター希望者（以下「申込者」という。）は、図書館が選定した雑誌サポーター対象雑誌リスト（以下「雑誌リスト」という。）から提供雑誌を選び、鯖江市図書館雑誌サポーター申込書（様式第1号）を図書館長に提出する。

2 申込みは先着順に受け付ける。

3 雑誌リストに記載のない雑誌の申込みの場合、図書館が図書館資料として適当と認めた雑誌に限り、当該雑誌を雑誌リストに追加し、当該申込みを受け付ける。

(雑誌サポーターの認定および通知)

第6条 図書館長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、速やかにその内容を確認して認定する。雑誌サポーター認定者には、認定証（様式第2号）および雑誌サポーター認定にあたって（様式第3号）を交付する。

2 雑誌リストに記載のない雑誌を申し込み、当該雑誌が対象雑誌として選定されなかった申込者には、決定後速やかに鯖江市図書館雑誌サポーター不認定通知書（様式第4号）

により通知する。

(期間)

第7条 雑誌サポーターの期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、年度の途中からの場合は、図書館が雑誌サポーターに決定した日から当該年度の3月31日までとする。ただし、決定が1月から2月になる見込みのときは、雑誌サポーターとの協議により、翌年度の4月1日からとすることができる。

2 雑誌サポーターから鯖江市図書館雑誌サポーター辞任申出書(様式第5号)による辞任の申出がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(雑誌付録の寄贈)

第8条 雑誌付録の寄贈は、雑誌サポーターの任意とする。ただし、寄贈する場合は、未使用のものに限る。

(提供雑誌等の所有権)

第9条 提供雑誌および付録の所有権は、図書館に帰属する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、図書館長と雑誌サポーターとの協議で別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月10日から施行する。